

関西学院大学入学時クレセント奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学の新生のうち、スポーツ能力に優れた者を対象とした入学試験、文学部特別選抜入学試験（スポーツ活動）及びAO入学試験（文化・芸術・スポーツ活動で顕著な実績をもつ者）の合格者の中で文化・芸術・スポーツの活動実績が極めて優秀な者に対し、関西学院大学入学時クレセント奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学のスポーツ能力に優れた者を対象とした入学試験、文学部特別選抜入学試験（スポーツ活動）及びAO入学試験（文化・芸術・スポーツ活動で顕著な実績をもつ者）に極めて優秀な活動成績で合格し、入学した者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は年間授業料の半額相当額とし、文系学部30万円、理工学部45万円、総合政策学部、教育学部及び国際学部40万円、人間福祉学部36万円とする。

2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(候補者決定)

第6条 関西学院大学入学時クレセント奨学生（以下「奨学生」という。）の採用候補者の決定は、スポーツ能力に優れた者を対象とした入学試験、文学部特別選抜入学試験（スポーツ活動）及びAO入学試験（文化・芸術・スポーツ活動分野で顕著な実績をもつ者）合格者の中から、各学部、高大接続センターおよび学生活動支援機構（以下「機構」という。）の推薦により行う。

(採用)

第7条 奨学生の採用は、前条の採用候補者のうち本学に入学した者について、各学部の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(併願)

第8条 奨学生は日本学生支援機構奨学金、大学入学時貸与奨学金、大学支給奨学金及び大学貸与奨学金に併願することができる。

(異動)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員会委員長に届けなければならない。

- 1 奨学金を辞退するとき。
- 2 休学又は退学するとき。

(受給資格の喪失)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

- 1 奨学金を辞退したとき。
 - 2 休学又は退学したとき。
 - 3 委員会が奨学生として不適当と認めたとき。
- 2 奨学金の交付後に前項第2号、第3号に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(所管)

第11条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

(細則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2005年（平成17年）10月1日から施行する。

略

7 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学育英奨学金規程

（目的）

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学に在学する2年生以上の正規の学生（神学部のキリスト教伝道者コースを除く。）のうち学業成績が極めて優秀な者に対し、勉学を支援することを目的として関西学院大学育英奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

（資金）

第2条 奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。

（資格）

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学に在学する2年生以上の正規の学生（神学部のキリスト教伝道者コースを除く。）のうち学業成績が特に優秀で、勉学に熱意を有する者とする。

（年額及び交付）

第4条 奨学金の年額は文系学部20万円、理工学部30万円、総合政策学部、教育学部及び国際学部25万円、人間福祉学部24万円とする。ただし、各学部で最も優秀な者1名の年額は文系学部30万円、理工学部45万円、総合政策学部、教育学部及び国際学部40万円、人間福祉学部36万円とする。

2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。

3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

（期間）

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

（候補者決定）

第6条 大学育英奨学生（以下「奨学生」という。）の採用候補者の決定は、各学部の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

（採用）

第7条 奨学生の採用は、各学部の推薦により委員会で決定する。

（異動）

第8条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに学生委員会委員長に届けなければならない。

1 奨学金を辞退するとき。

2 休学又は退学するとき。

（受給資格の喪失）

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

1 奨学金を辞退したとき。

2 休学又は退学したとき。

3 委員会が奨学生として不相当と認めたとき。

2 奨学金の交付後に前項第2号、第3号に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

（所管）

第10条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は学生活動支援機構事務部において行う。

（細則）

第11条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

略

8 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学クレセント奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学に在学する2年生以上の正規の学生のうち、文化、芸術、スポーツ及び社会貢献活動等の正課外活動において顕著な成果を修めた者に対し、活動を奨励することを目的として関西学院大学クレセント奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学に在学する2年生以上の正規の学生のうち、文化、芸術、スポーツ及び社会貢献活動等の正課外活動で顕著な成果を修めた者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は文系学部20万円、理工学部30万円、総合政策学部、教育学部及び国際学部25万円、人間福祉学部24万円とする。

2 奨学金は春学期分、秋学期分（各年額の1/2）を春学期に一括交付する。

3 学費未納の場合は、この奨学金を学費の一部に振替えるものとする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金を受けようとする者は、所定の書類を学生委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

(候補者決定)

第7条 大学クレセント奨学生（以下「奨学生」という。）の採用候補者の決定は、申請者の中から学生活動支援機構（以下「機構」という。）の推薦により学生委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(採用)

第8条 奨学生の採用は、委員会で決定する。

2 関西学院大学奨励奨学金又は関西学院大学同窓会奨学金と重複して採用することができない。

(異動)

第9条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、直ちに委員長に届けなければならない。

1 奨学金を辞退するとき。

2 休学又は退学するとき。

(受給資格の喪失)

第10条 奨学生が次の各号の一に該当する場合、奨学生の資格を喪失する。

1 奨学金を辞退したとき。

2 休学又は退学したとき。

3 委員会が奨学生として不相当と認めたとき。

2 奨学金の交付後に前項第2号、第3号に該当する場合、奨学金の返還を求める。ただし、特別な事情がある場合はこの限りではない。

(所管)

第11条 この規程の奨学金に関する事項は委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

(細則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、学生委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。

略

7 この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。

関西学院大学・大学院利子補給奨学金規程

(目的)

第1条 学校法人関西学院は、関西学院大学学生及び大学院生で関西学院大学と提携する金融機関の教育ローン等（以下「ローン」という。）の借入を受けた者を援助することを目的として関西学院大学・大学院利子補給奨学金（以下「奨学金」という。）を設定する。

(資金)

第2条 奨学金の資金は学院の経常収入をもってこれにあてる。

(資格)

第3条 奨学金を受ける者の資格は、大学及び大学院に在学する正規の学生であって、学資の援助を必要とする者とする。

(年額及び交付)

第4条 奨学金の年額は在学する課程におけるローンの当年度利子相当額とする。

2 奨学金の交付は一括交付とする。

(期間)

第5条 奨学金を支給する期間は当該年度限りとする。

(申請)

第6条 奨学金の支給を受けようとする者は、所定の書類を学生活動支援機構（以下「機構」という。）事務部を経て学生委員会委員長又は大学院奨学金委員会委員長に提出しなければならない。

(採用)

第7条 関西学院大学・大学院利子補給奨学生（以下「奨学生」という。）の採用は、学生委員会又は大学院奨学金委員会が行う。

(返還)

第8条 学生委員会又は大学院奨学金委員会が奨学生として不適当と認めるとき、奨学金の返還を求めることができる。

(所管)

第9条 この規程の奨学金に関する事項は学生委員会又は大学院奨学金委員会が所管し、事務は機構事務部において行う。

(細則)

第10条 この規程の施行について必要な事項は細則で定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、学生委員会、大学院奨学金委員会及び大学評議会の議を経て理事会で決定する。

附 則

1 この規程は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

略

3 この規程は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。